

黎明期労働組合運動におけるナショナルな契機

辻野功

一

日本における近代的労働組合運動は、明治三〇年四月に結成された職工義友会の活動に始まる。この黎明期労働組合運動の研究は、大河内一男教授の名著『黎明期の日本労働運動』をはじめとして、その数も少なくない。しかしながら、従来の研究の多くは、労資協調的労働組合運動から革命的労働組合運動への成長・発展という観点からのみならず、黎明期労働組合運動において極めて重要な位置を占めるナショナルな契機は、まったくと言ってよい程無視されてきた。わずかに丸山真男教授の「明治国家の思想」（『日本社会の史的究明』所収）とハイマン・カブリン博士（ブルックリン大学歴史学部教授）の「高野房太郎——労働運動指導者の生涯と思想——」（『明治労働運動史の一齣』所収）とがその例外をなすとは言うものゝ、前者は黎明期労働組合運動を直接のテーマにしたものでないばかりか、それを社会主義運動のカテゴリーに入れてしまうという誤りをおかしており、また後者はそのすぐれた分析にもかかわらず、高野房太郎という一個人の思想と業績をとうして黎明期労働組合運動を論じたものだけに隔靴搔痒の感を免れない。

周知のように、幕末以来明治期を貫ぬく日本の思想の特徴は、ナショナルリズムとデモクラシーとの不可分性である。

尊王論という形をとり、中央集権的な民族国家形成への要求として生まれ、後には国権論へと発展していったナショナリズムと、公議輿論の思想から五箇条の御誓文における万機公論へ、さらには自由民権論へと発展していったデモクラシーとは、微妙に絡み合いながら発展していった。しかしながら日清戦争を境にして、両者の内面的連関性は乖離しはじめ、明治三〇年代には民権の契機を喪失した国権論がひとり支配的な位置を占めていた。このような時労働組合運動は、思想的には自由民権運動の正統な継承者として誕生したのであった。本稿は以上のような問題意識のもとに、黎明期労働組合運動のナショナルな契機を明らかにしようとするものである。

二

職工義友会には、アメリカにおける前史がある。明治二三年、サンフランシスコで労働しつゝあった高野房太郎、城常太郎、沢田半之助、平野栄太郎、武藤武全、木下源蔵らは「欧米諸国に於ける労働問題の実相を研究して他日我日本に於ける労働問題の解釈に備えんとする」^{*}目的で職工義友会をつくったが、明治二八年には高野が、二九年には城、沢田があいついで帰国し、明治三〇年四月に「日本に於ける労働運動の時期已に熟せ」^{**}りとみて、職工義友会を組織したのであった。

* 「労働組合期成会成立及發達の歴史(一)」『労働世界』第一五号。

** 同右。

職工義友会は四月六日、第一回演説会を開き、その席上高野の執筆したパンフレット「職工諸君に寄す」を配布した。職工義友会は六月二五日、第二回演説会を開いたが、演説終了後高野房太郎は、職工義友会を代表して労働組合

期成会設立を訴え、来会者の賛同を求めたところ、四七名がこれに応じた。かくして七月五日、片山潜をはじめとして七一名の参加のもとに労働組合期成会が設立され、「労働組合期成会設立趣旨」が発表された。

この労働組合期成会の指導のもとに、明治三〇年一二月には日本最初の近代的労働組合・鉄工組合が、『労働世界』の発刊と時を同じくして生まれ、三一年四月には、その年二月の待遇改善要求のストライキに勝利した日本鉄道の機関手・火夫らによって日鉄矯正会が結成された。ついで三二年には、労働組合期成会よりも社会政策学会の桑田熊蔵、金井延らからより大きい影響を受けた活版工組合が結成された。

このように明治三〇年から三二年にかけて労働組合がugguggに生まれた歴史的原因は、既に多くの研究家が論じているように、日清戦争に伴う日本資本主義の飛躍的發展であった。日清戦争（明治二七・八年）による異常な戦費の支出（約二億円）と、戦後の「臥薪嘗胆」をスローガンにした軍備拡張十カ年計画とは、日本経済に未曾有の繁栄をもたらし、日露戦争にかけての一〇年間の産業革命の契機となった。このような日清戦争後の近代的産業の発展に対応して、賃金労働者もまた飛躍的に増加したが、一方における尨大な富の蓄積は、他方における貧困の増大となつてあらわれ、わが国における労働と資本との本格的な対立がこゝに始まったのである。そしてこの労資の対立は、明治三〇年からの反動恐慌の中で拡大され、「同盟罷工」が続出した。

* 総予算額七八・一〇〇万円。これは明治二六年度予算総額の約九倍。

石川旭山は、当時の状況を次のように述べている。

「日清戦争終結を告げて、社会運動の舞台は開かれぬ。曰く企業熱の勃興、曰く大工場の新建設、賃銀労働者の激増、而して曰く軍備拡張、曰く租税増徴、曰く物価の騰貴、曰く細民労働者の困窮。労働問題は世に喧伝せらるる

に至れり、社会問題は識者の意を注ぐ所となれり。*

* 石川旭山編幸徳秋水補「日本社会主義史」『明治文化全集』第六卷所収三五四―三五五頁。

黎明期労働組合運動は、以上のような歴史的背景のなかに生まれたのである。しかしながら、それは資本主義の発展から直接無媒介的に生みだされたものではなく、そこには両者を結ぶ媒介項、すなわち労働組合運動誕生の直接の契機が存在したのである。その直接の契機とは内地雑居であった。ハイマン・カブリン博士は、「当初は予見的な性格のものであって、その動機となったものは、労働条件の現状に対する不満ばかりでなく、その将来に予想される事態に対する恐怖であった」と、黎明期労働組合運動を分析しているが、労働組合運動を誕生せしめるにいたった契機は、一般的な「将来に予想される事態に対する恐怖」ではなくて、内地雑居を媒介にした目前に「予想される事態に対する恐怖」であった。

* ハイマン・カブリン「高野房太郎」『明治労働運動史の一齣』所収二三頁。

日本は条約改正（明治二七年）に伴い、改正条約実施と同時に明治三二年七月から内地を開放し、外国人に内地の旅行、居住、土地所有、商工営業権等を与えることになっていたが、この内地雑居、殊に土地所有・商工営業権の付与が高野房太郎らにどのような影響を与えたかは、次の「職工諸君に寄す」の冒頭の文句に明らかである。

「来る明治三十二年は実に日本内地開放の時期なり。外国の資本家が低廉なる我賃銀と怜悯なる我労働者とを利用して、巨万の利を博せんとして、我内地に入り来るの時なり。されば性行風俗習慣の相異なるのみならず、兼ては労働者を苛遇するとの評ある彼等外国の資本家は、今より三年ならずして將に諸君の雇主たらんとす。形勢此の如

くなれば、諸君は今よりして早く此に対する準備をなさずしては、或は欧米労働者の受けたると均しき弊害に苦しむなきを必ずべからざるのみならず、亦近時の有様を以てすれば、同じく我国民たる雇主と諸君との関係も、工場、製造所等の増すと共に日々変化を生じて、到底実利以外情実の入るを許さず、強き者は勝ち、弱き者は破られ、優る者は栄え、劣る者は倒るゝの時世に赴きつゝあることなれば、此間に立ちて能く勝ち能く栄ゆることは、仲々容易の業にあらず、況して外国人も入り来ることなれば、諸君は覚悟の上に覚悟をなし、かつ他人の爲めに苦境に陥れらるゝことなく、競争の巷に寛かに其の地位を保つの工夫を為すこそ肝要ならぬ。」

このように論じた後、「而して我輩の諸君に勧告する所は、同業相集まり同気相求むという人類至情の上に基礎を置ける同業組合を起して、全国連合共同一致以て事を為すことにあり」と、労働者に労働組合の結成を呼びかけたのであった。そしてその具体的プランは次の如くであった。

「第一、一郡市内同業者七人以上ある職業者集りて地方同業組合を設くべし。

第二、一郡市内にある種々の同業組合連合して地方連合団を設くべし。

第三、全国処々にある地方同業組合連合して全国同業連合団を設くべし。

第四、全国処々にある全国同業連合団を連合して大日本同盟団を設くべし。」

内地雑居が労働組合運動誕生の直接の契機になったことを証明する史料は「職工諸君に寄す」とどまらず、「労働組合期成会」は組合設立の要を訴ふるに他の理由あり。明治三十二年は我国内地開放の年なり」と論じた「労働組合期成会設立趣旨」をはじめとして、『労働世界』に掲載された論文等その数も少なくない。また『労働世界』は内地雑居を目前にした明治三十二年六月一五日（三八号）から、「内地雑居」欄をつくっている。更に天涯茫茫生横山源之助

はその著『内地雜居後之日本』^{*}の冒頭において、「日清戦役によりて種々の影響を蒙り、其の国情に変化ありたる日本の国は、又候変化を受くべき事情に到着せんとす、しかも其の時機は方に本年七月に迫れり、内地雜居という一大事實是れなり。……あゝ読者諸君、特に余輩が本書に於て目的とせる職工諸君、卿等は果して他の社会の人達と同じく、此の七月あるを覚悟し、内地雜居後の準備を為せるや、敢て問わん」と論じ、その対策として労働組合の結成と普通選挙権の獲得とを呼びかけたのである。

* 井上清教授はその著『条約改正』（一八九九頁）において、「内地開放と労働問題との関係を感じとって、労働者に警告を発したのは、日清戦争後の横山源之助の『内地雜居後之日本』（一八九九年）を以て最初とする」と述べているが、既に論じたことから明らかのように、これは誤りである。

三

内地雜居を直接の契機にして生まれた黎明期労働組合運動の基本的性格は、「国家繁栄の為の労働組合運動」というナショナルなものであった。このことを最も明瞭に論じたのは、高野房太郎であった。高野は「日本における労働運動」^{*}の中で、「私は労働者の状態が衰れであり、彼らの環境が彼らの利益に極度に対立しているという理由から労働運動の必要性を主張しているのでもなく、また人道的な同情から主張しているのでもない。私は、国家が将来繁栄しようと思えば、それが必要であり、将来文明化しようと思えば、それは不可欠なものであるという理由から、それを主張しているのである」と述べている。

* ハイマン・カブリン『明治労働運動史の一齣』所収六頁。この論文は明治二七年一〇月AFLの機関誌 American Federationist 1. No. 8 に英文で発表されたものである。

また『労働世界』は、第三号（三一年一月一日）において次のように主張した。

「労働問題は素より密接に労働者に関係す、然れども其利害の係る所何ぞ独り労働者のみに限らんや、実に社会の全体に亘り凡ての階級を通じて重大なる影響を及ぼす者たり、労働者一己の感ずる所の利害の如きは寧ろ枝葉に属するのみ、吾人は敢て主張す、労働問題は一つの重要な国家問題なりと……」

労働者一身の得失は寧ろ軽し、国家の盛衰に至ては其影響誠に重且大なりと謂わざるべからず、而して之が救済を絶叫する者は即ち労働問題なり然らば即ち労働問題は其主意労働者を救済するに在りと雖も其効果の及ぶ所実に国家を救済するに在り、国家を救済するを目的とする者は是れ抑も国家問題に非ずして何ぞや」

以上からも明らかな如く、黎明期労働組合運動の思想は、福沢諭吉から自由民権運動へと発展してきた「国家的独立の為の個人の解放」という思想を継承するものであり、両者はその構造において同じものであった。黎明期労働組合運動の思想が、福沢の思想、あるいは自由民権運動のそれに比較して、より発展したものであると言いうるのは、次の点にある。すなわち福沢が「一身独立して一国独立す」と論じた時、この「一身」は抽象的に国民一般を指すにとどまったが、労働組合運動の創始者たちは、具体的な労働者という階級に焦点を合わせて問題を論じたのであった。彼らをして言わしむれば、労働者が独立して初めて一国が独立するのである。

ところで、「国家繁栄の為」という性格をもった黎明期労働組合運動は、殆どのナショナルリズムがそうであったように、一面では危険な傾斜をもっており、それは対外問題に対する態度にはっきり現われていたのである。『労働世界』は第二二号（三一年一〇月一五日）において、「東洋の危機」と題して、次のように論じている。

「吾人労働者は寄語す飽迄日本政府が強硬なる政略に出で東洋の大勢を支配し日本の福利を計り以て遼東半島還

附の恥辱をそゝがんことを」

また第六五号（三三年九月一日）においては、「北清事変と我労働者」と題して次のように主張している。

「此度の支那事件で如何に日本兵士強壯に規律正しく且つ都ての点に於て文明的なることを全世界に表明したることは吾人の感喜に堪えざる所である……吾人は社会に問わん政治家及当局者に問わん誰か一番国家に尽す者ぞ、労働者にあらずや殆んど労働者を以て組織せる陸軍にあらずや、重て進んで問わん汝等当局者政治家は何故に此の国家の柱石たる陸海軍の大多数を占むる労働者に政権を与えざるや教育の特典をも何故に彼等労働者にあたえざるや」

これらの主張は、いわゆる労働者のインターナショナルリズムとは、およそかけはなれたものであり、そこには日本の帝国主義的膨脹についての一片の批判も含まれていなかったのである。

さて以上述べてきた「国家繁栄の為の労働組合運動」という根本的立場からは、当然に黎明期労働組合運動の第二の性格である労資協調という側面が生ずる。「労働組合期成会設立趣旨」は、「産業の発達は資本と労働の並進に求むべく、其調和によりて振興するを得べし」と述べ、『労働世界』は創刊号社説において、「労働世界の方針は社会の改良にして革命にあらず。其の資本家に対するや敢て分裂的争闘を事とせんとするにあらずして真正の調和を全うせんとするにあり」と、その意図を表明している。このような労資協調論は、論理的に言えば、「国家繁栄の為」という労働組合運動のナショナルな側面から生み出されたものであって、決してその逆ではない。

ところで労資協調の立場に立てば、その運動において、支配階級あるいは当局者の協力を得ることは、なんら疾しいことでないばかりか、望ましいことですらある。『労働世界』は第三号において、「労働問題は一の重要な国家

問題なり」との立場から、支配階級に次のように呼びかけている。

「吾人は其解釈（『労働問題の解釈……辻野』）を労働者自身に求めず、進んで彼の知識あり資産あり実力ある所の社会の中層に向つて訴えんとす、請う国家の前途を憂うるの士よ、来りて此重大なる国家問題を講究せよ」

このような呼びかけに応じて、労働組合運動の発展に積極的に協力したいわゆる「有識者」は次の如くであった。

佐久間貞一……印刷会社秀英舎社長。

島田 三郎……衆議院副議長。毎日新聞社長。

日野 資秀……伯爵。

金子堅太郎……農商務大臣。

志村源太郎……農商務省工務局長。

三好 退蔵……大審院長。

松村 介石……牧師。内村鑑三、植村正久と共に、「三村」と称された。

安部 磯雄……同志社教師。

村井 知至……本郷教会牧師。後に第一外国語学校を創立して、同校の校長。

高野岩三郎……高野房太郎の弟。後に東大教授。

鈴木純一郎……東京工業学校講師。

なかでも佐久間貞一が労働組合運動に示した協力は、極めて大きいものであって、彼は多くの人から、日本のロバート・オーエンと言われた程であった。

労働組合運動の創始者たちが、以上のような支配階級に属する「有識者」から、多大の協力と援助を得た点について、従来の研究の多くは、それを運動の未発達によるやむをえざる出来事としたり、あるいは戦術的考慮からでたものとしているが、そうではなくて、それは労資協調論から、もっと遡れば黎明期労働組合運動のナショナルな性格から必然的に生じたものである。

四

労働組合期成会を中心にした黎明期労働組合運動は、かなり順調な発展をとげていった。鉄工組合は、設立時の明治三〇年末には組合員一一八三名、三一年末二七一七名、三二年九月には約五四〇〇名に達し、日鉄矯正会は三二年初め約一〇〇〇名の組合員と一万円の積立金を有し、暮には五万円のストライキ基金と二万円の共済基金を有するに至った。活版工組合もまた設立当時既に約二〇〇〇名の組合員を有していた。そして労働組合期成会の会員は明治三〇年末の約一二〇〇名から、三一年末約三〇〇〇名、三二年末約五七〇〇名へと発展していった。

明治三二年は、労働組合運動にとって「最も実り多い年」*であった。この年には鉄工組合、日鉄矯正会、活版工組合の組合員総数が約八五〇〇名と最高に達したばかりでなく、横山源之助の記すところによれば、**、関西労働組合期成会、野州労働団体、組合員一〇〇〇名を越える上毛の労働組合、更に「烏合の衆なりというも」沖仲仕人足六〇〇〇名、陸仲仕五〇〇〇名を中心に会員三〇〇〇名を擁し、長崎、横浜、東京の沖仲仕と相呼応する計画さえすゝめた神戸の「老大なる労働団体」等が組織され、前年迄の労働組合運動が日鉄矯正会を除いて、東京府下に限られていた状況が克服され、運動は各地に、特に関西に波及したのである。

* 片山潜「日本における労働運動」片山潜・西川光次郎『日本の労働運動』所収三一八頁。

** 横山源之助「労働運動の初幕」『中央公論』明治三二年八月号。

このように昂揚してきた労働組合運動が最も熱心に取り組んだのは工場法制定問題であった。明治二九年末、時の松方内閣が第一回農商工高等会議に「職工の取締及保護に関する件」を諮問して以来、工場法制定は労働界に大きくクローズ・アップされていたが、労働組合期成会は「政談演説会」を開き、その制定を要求する一方、陳情委員は前後三回にわたって政府、商業会議所、その他「名望ある有識者」を訪ね、工場法の制定促進を訴え、また会員全員の署名した請願書を農商務省に提出した。労働組合期成会が、工場法の制定を要求したのも、ナショナルな観点からであった。すなわち工場法の制定は資本家の言とは違って、工業の発達を妨害しないばかりか、かえって工業の進歩を可能にするものであり、そしてそのことによって日本の国家的発展に寄与すると、主張したのである*。

* 「工場条例制定の機は断して尚早に非ず」『労働世界』第一七号(三一年八月一日)参照。

しかしながら労働組合期成会の熱心な運動にもかかわらず、工場法は遂にひのめをみなかった。労働組合運動は明治三三年を境にして急速に衰退に向ったが、工場法案の流産はその大きな原因となった。鉄工組合、日鉄矯正会、活版工組合が衰退に向った契機はさまざまではあったが、その母体である労働組合期成会衰退の原因は、「工場法の制定せられざりしに失望せしと、真に労働運動の真理を了解せず、唯だ景気につり込まれて入会せしものゝ続々退会せしと、重なる運動者が生活問題よりして心ならずも専心期成会のために尽す能わざるに至」*ったことである。

* 片山・西川『日本の労働運動』七四頁。

更に労働組合運動の衰退を決定的にしたのは、絶対主義の権化・山県内閣によって明治三三年三月に制定された治

安警察法であった。治安警察法はそれ迄の集会及政社法による言論・集会・結社などの自由に対する規制を一層精密周到に整備したにとゞまらず、その第一七条によって労働者の団結を事実上禁止したのである。団結禁止法たる治安警察法は、労働組合運動の昂揚に直面した支配階級の対応策の一つであり、それは本来工場法と相互補完的關係にあるべきものであったが、工場法案が流産した結果、労働者には飴なしの鞭だけが与えられた。

制定された治安警察法は、その影響を急速にあらわしてゆき、労働組合運動は急激な衰退と行詰まりに直面した。かくして治安警察法制定は、「労働者階級や彼らの支持者に、日本における普通選挙権獲得の必要性を痛感させ」、局面打開の途が社会主義政党運動に求められることになったのである。当時既に社会主義協会の会員であった片山潜を中心に、労働組合期成会幹部の多くは、「今や治安警察法制定と共に既に開始した労働運動も其方針を一転して政事運動として決行せざる可らざるの氣運に至れり」として、「労働者独立政党を組織して平和の下に政事運動を為す事」^{***}「政事運動の第一着として普通選挙を得るに極力先鋒を向くる事」を主張した。これに対して高野房太郎は「職工組合に就て」^{***}を發表し、治安警察法を制定して「国家的有為の一機関」である労働組合を滅ぼさんとする支配階級に向けて「反省を求めて止ま」なかつたのみならず、社会主義政党運動に打開の途を求める同僚にも「反省を求め」、あくまでも労働組合主義に徹することを主張した。しかしながら高野の抵抗は——支配階級に対する抵抗のみならず、同僚に対する抵抗も——全く失敗した。彼が労働組合運動から完全に退くことになったのは、将来においてもまた闘いが無益であると考えたからであった。

* 片山「日本における労働運動」『日本の労働運動』三二五頁。

** 「労働運動の前途」『労働世界』第五七号（三三年三月十五日）。

*** 『労働世界』第六〇・六一号（三二年五月一日・一五日）。

五

黎明期労働組合運動は、かくして壊滅し、組織的な労働組合運動は明治時代を通じて、再び出現することがなかった。そして社会主義政党運動に局面打開の途を求めた片山潜は、明治三四年五月一日、安部磯雄、幸徳秋水らと共に社会民主党を結成した。この社会民主党は即日禁止になったものゝ、運動は社会主義協会、平民社へと継承されていった。

この労働組合運動から社会主義運動への転換は、従来社会運動史家によって、経済運動から政治運動への転換として特徴づけられてきた。事実その通りであって、その限りでは間違いはないが、それはまた同時に、異なった意味でも巨大な転換であった。すなわちそれは、ナショナルリズムの運動から非ナショナルリズムの運動への転換であったのである。

明治の社会主義運動は、黎明期労働組合運動と決定的に異なっており、ナショナルな性格を殆ど持たないものであり、多くの論者は、それをインターナショナルリズムの運動とさえ呼んできた。しかしながら、そこに展開されている思想は、インターナショナルリズムと言うよりは、むしろコスモポリタニズムに近いものであった。なぜならばインターナショナルリズムは、本来ナショナルリズムを前提にしているが、平民社を中心にした明治の社会主義運動には、そのような発想は殆どみられず、むしろ国家とか民族を無視して、抽象的な文明、世界、人類等々に絶対的な価値を付与しているからである。ナショナルリズムの時代に、ナショナルな課題を回避した思想ないし運動が、如何に民衆の心を捉え

得ずして、亡ばざるをえないかは、平民社の反戦運動の歴史が、これを如実に示している。

このようにみてくるならば、労働組合運動から社会主義運動への転換を、単純に「運動の発展」として評価することの誤りは、明白である。勿論、当時デモクラシーの契機を喪失したナショナルリズムが、ひとり支配的な位置を占め、デモクラシーとの結合を要求したナショナルリズム、すなわち黎明期労働組合運動を許容しえなかったことは、治安警察法の制定に象徴的に現われている。しかしながら、このことはナショナルリズムの運動から非ナショナルリズムの運動への転換が正しかったことを、証明するものではない。

明治三三年の時点で労働組合運動の指導者に要求されたことは、戦術的に一步退却しながらも、日本のナショナルな課題をもう一度根底から捉えなおし、労働組合運動をあくまでもデモクラシーとの内面的連関をもったナショナルリズムの運動として展開してゆくことであり、更に、如何に低い段階であれ、労働組合運動と社会主義運動とを独自の展開し、そのうえで両者の有機的結合を追求することであって、労働組合運動死滅の上に跛行的な社会主義運動を展開することではなかったのである。

付 記

本稿校正中に、大河内一男教授の「労働運動の日本的宿命」(『私の経済成長論』所収)が発表された。その中で大河内教授は、労働運動史家としては初めて、黎明期労働組合運動のナショナルな契機に触れ、「この頃の労働組合に特徴的なことは、新興産業国としての日本の一種の排外思想が濃厚だったことであ」として、これを否定的に評価している。しかしながら、幕末以来の政治史、思想史の脈絡の中で捉えなおすならば、黎明期労働組合運動のナショナルな契機は、本稿の立場のように、肯定的に評価せねばならないであろう。